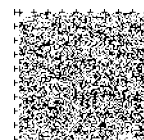
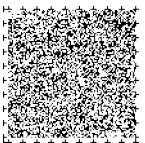


だい しょう そう ろん 第 1 章 総 論

- 1 しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく さくてい
障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって
- 2 けいかくさくてい きほんてきじこう
計画策定の基本的事項
- 3 だい きけいかく しんちよくじょうきょう
第5期計画の進捗状況





1 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって

1 計画の目的・性格

○この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として定めるものです。

「障害福祉計画」としては、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、障害のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めます。

また、「障害児福祉計画」としては、児童福祉法の趣旨を踏まえ、障害のある児童が身近な地域で支援を受けることができるよう、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めます。

なお、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は一体のものとして策定いたします。

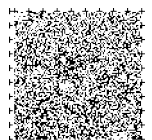
【障害者総合支援法第88条】

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項



3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

《第4項及び第5項 略》

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

【児童福祉法第33条の20】

(市町村障害児福祉計画)

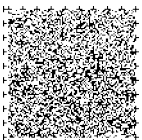
第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策



二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

《第4項及び第5項 略》

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

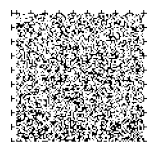
※ 障害者総合支援法の目的（第1条 抜粋）

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○ 国の定める障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針に即して策定します。

○ 市政運営の指導理念である「名古屋市基本構想」の下、市政の基本的な方向性を示した「名古屋市総合計画2023」や関連する個別計画との整合性を保ちながら策定します。

○ 「名古屋市総合計画2023」と同様に、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」）の理念を踏まえ、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりの視点をもって、SDGsを重要な目標として計画の推進に取り組みます。



○本市の障害者施策に関する個別計画として位置づけている「名古屋市障害者基本計画（第4次）」を踏まえつつ、障害福祉計画は障害福祉サービス等、障害児福祉計画は障害児通所支援等の提供体制に限定して策定するものです。

※「名古屋市障害者基本計画（第4次）」

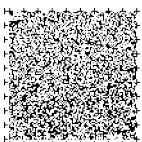
＜基本的な考え方＞

「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現

＜重点的に取り組むべき施策＞

- 1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上と権利擁護の推進を図ります。
- 2 障害児の早期療育を充実させるとともに、学校教育の充実を図るほか、切れ目のない支援体制の構築に努めます。
- 3 高齢まで安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援を進めます。
- 4 雇用・就業に関する支援を拡充します。
- 5 障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。
- 6 地域における防災対策を推進します。

○新たな法制度の成立等により、本計画の内容が変更になる場合があります。



2 けいかく き かん 計 画 期 間

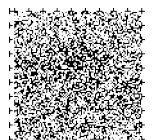
- 第6期 障害福祉計画及び第2期 障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度から5年度までの3年間となります。

【障害福祉計画】

だい きけいかく 第1期計画 (平成18～20年度)	へいせい ねん どもくひょう 平成23年度を目標として、地域の実情に あつじょう おう あつじょう おう すう ち もくひょうおよ しょうがいふくし 数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定。
だい きけいかく 第2期計画 (平成21～23年度)	だい き じっせき ふ 第1期の実績を踏まえ、第2期 障害福祉計画を作成。
だい きけいかく 第3期計画 (平成24～26年度)	しょうがいしゃ じりつ しえんほう かいせいとう ふ 障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度 を目標として、第3期 障害福祉計画を作成。
だい きけいかく 第4期計画 (平成27～29年度)	しょうがいしゃ ぞうごう しえんほう せ ころとう ふ 障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度 を目標として、第4期 障害福祉計画を作成。
だい きけいかく 第5期計画 (平成30～ 令和2年度)	しょうがいしゃ ぞうごう しえんほう かいせいとう ふ 障害者総合支援法の改正等を踏まえ、令和2年度を 目標として、第5期 障害福祉計画を作成。 (障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定)
だい きけいかく 第6期計画 (令和3～ 令和5年度)	しょうがいしゃ ぞうごう しえんほう せ ころとう ふ 障害者総合支援法の施行等を踏まえ、令和5年度を 目標として、第6期 障害福祉計画を作成。 (障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定)

【障害児福祉計画】

だい きけいかく 第1期計画 (平成30～ 令和2年度)	じどうふくし ほう かいせいとう ふ 児童福祉法の改正等を踏まえ、令和2年度を目標と して、第1期 障害児福祉計画を作成。 (障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定)
だい きけいかく 第2期計画 (令和3～ 令和5年度)	れいわ ねん どもくひょう 令和5年度を目標として、第2期 障害児福祉計画を 作成。 (障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定)



3 計画の策定体制と市民意見の反映

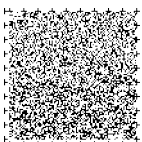
○障害福祉計画及び障害児福祉計画は、サービスを利用する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）のニーズを把握し、意見を反映させる必要があります。

○本市では計画策定に際して、「名古屋市障害者施策推進協議会」の下に専門部会を設け、計画の内容の検討を行いました。

この専門部会には、身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）、知的障害、精神障害の障害当事者を始め、障害者団体・障害福祉施設・学識経験者・自立支援連絡会の方々等に参加していただき、当事者、その家族や支援者の声を反映するよう努めました。また、計画の案の段階で、パブリックコメントにより市民の意見聴取を行いました。

○また、障害者等のニーズを把握し、その実態を踏まえた上で計画を作成する必要があることから、「名古屋市障害者基礎調査」、「名古屋市障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査」及び「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」を実施しました。

（なお、調査結果の概要については、巻末に資料として掲載しています。）



2 けいかくさくてい きほんてきじこう 計画策定の基本的事項

1 きほんりねん 基本理念

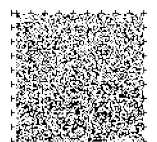
(1) しょうがいしゃとう じこけつてい さんちよう いしけつてい しえん 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

しょうがいしゃ きほんほう すべ かくみん しょうがい うむ かか ひと きほんてきじんけん
障害者基本法にある「全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を
きょうゆう ことじん さんちよう
享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念の下、障害
のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会
を實現するため、しょうがいしゃとう じこけつてい さんちよう
障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮する
とともに、しょうがいしゃとう ひつよう しょうがいふくし た しえん そうごうてき う
障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を総合的に受け
つつ、そのじりつ しゃかいさんか じつげん はか しょうがいふくし
自立と社会参加の實現を図っていくことを基本として、障害福祉サー
ビス等及びしょうがい じつうしょ しえんとう ていきょうたいせい せいび すず
ビス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) りょうじつ てきせつ ていきょう しょうがいしゅべつ こ じゅうじつ 良質かつ適切なサービスの提供と障害種別を超えたサービスの充実

つねにサービスを受ける方の立場に立った、りょうじつ てきせつ ていきょう
常にサービスを受ける方の立場に立った、良質かつ適切なサービスが提供され
るよう、じぎょうしゃ しどう けんしゅうとう つう しょうがいふくし しつ こうじょう つと
事業者指導や研修等を通じて、障害福祉サービスの質の向上に努めます。
また、しょうがいしゃそうごう しえんほうだい じょう さだ しょうがいしゃとう しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしん
障害者総合支援法第4条に定める障害者等（身体障害・知的障害・精神
しょうがい へつたつしょうがい ふく いっていはん い なんびょう たいしょう しょうがい しゅべつ
障害（発達障害を含む）・一定範囲の難病）を対象とした、障害の種別によら
ない、たよう たいおう しょうがいふくし じゅうじつ はか
多様なニーズに対応する障害福祉サービスの充実に努めます。

さらに、なんびょうかんじゅ かたがた たい ひつよう じょうほうていきょう おこな とう とりくみ すず
さらに、難病患者の方々に対しても、必要な情報提供を行う等の取組を進め、
しょうがいふくし かつよう うなが つと
障害福祉サービスの活用が促されるよう努めます。



(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続への支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

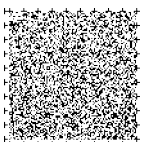
障害者等が希望する生活を選択できるよう、入所等（福祉施設への入所又は精神科病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域で支えるシステムを実現するため、様々な関係機関との連携強化を図り、地域生活を支援するための拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（ボランティアなど法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めるとともに、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備します。

また障害者等やその家族の高齢化、重度化を見据え、医療的ケアが必要な方への支援を含め、地域生活を支援する体制の一層の充実を図ります。

さらに、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを行うことができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるために、住民の協力を得ながら、地域の保健医療福祉の一体的な取組と差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組の推進を図ります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、支え手と受け手という関係を超えて、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創る地域共生社会の実現に向け、障害や高齢といった制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等の取組を進めるとともに、様々な福祉相談を断らず、複合的な課題等を抱えている人や世帯を支える包括的な相談支援を推進します。



(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、「なごや子どもの権利条例」における「子どもの権利は一人一人の発達段階に応じて保障されるものである。」という考え方に基つき、障害児本人の最善の方法は何かを考えながら、乳幼児期からの健やかな育成を支援する必要があります。障害の疑いがある段階から、身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実と地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児が子どもから大人へと成長するライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

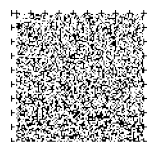
加えて、日常生活を営むため医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）がその心身の状況に応じて適切に関連分野の支援が受けられるよう保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携について一層の推進を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中において、障害福祉サービス等や様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制及びそれを担う人材の確保に努めていく必要があるため、研修、多職種間の連携、魅力的な職場であることの積極的な周知広報等を進めます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するため、外出支援策を推進するとともに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づいて支援体制の整備を図るなど、障害者の多様なニーズを踏まえながら支援を進めます。



2 障害福祉サービス等の提供体制に関する基本的な考え方

(1) 必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障

訪問系サービスの充実を図り、支援を必要とする障害者等に必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障します。

(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

なお、重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても、地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等の必要な量を見込みます。

(3) 福祉施設から一般企業等への就労移行等の推進

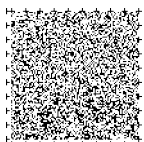
就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般企業等への就労移行を進めるとともに、一般就労した障害者に対し就労定着に向けて継続した支援を図っていきます。また、就労支援を担う事業所の質の向上や企業開拓を進め、雇用の場の拡大を図っていきます。

(4) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(5) 依存症対策の推進

依存症に関する住民への普及啓発、関係職員の研修、相談、集団指導及び依存症専門医療機関の整備を進めるとともに、相談機関や医療機関と当事者の自助グループ等の民間支援団体との連携を図り、依存症のある方及びその家族等の回復支援に取り組みます。



(6) 相談支援の提供体制の充実

障害福祉サービス等支給決定者のほぼ全員に対して計画作成ができる状況となっており、今後は計画相談支援の質の向上を図ります。また、基本相談支援及び地域移行支援の一層の促進に向けて相談支援事業所の充実に努めていきます。

(7) 高齢化・重度化への対応

今後の障害者等の高齢化・重度化や障害者等の家族の高齢化やそれに伴って発生する様々な課題へ対応するため、障害者基幹相談支援センターを始めとした障害福祉に係わる社会資源が介護サービス事業所、いきいき支援センター、医療機関等の関係機関と連携することで、高齢化や障害の重度化が進んだ方であっても地域での継続した生活が可能となるように、地域における支援体制の更なる強化を図っていきます。

(8) 発達障害者等に対する支援

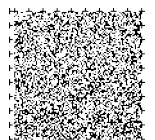
発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が可能な限り、身近な場所において、必要な支援を受けられるように努めます。

(9) 協議会の設置等

16区に設置している自立支援連絡協議会では、部会を設置し地域の課題の改善に取り組むとともに、そこで明らかになった市域レベルで取り組む課題の解決に向けて、4つのブロック連絡会並びに市自立支援連絡会において協議します。また、発達障害者支援地域協議会において発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに市内の支援体制の整備状況等について検証し、地域の実情に応じた体制の整備を計画的に行っていきます。

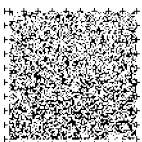
(10) 地域生活支援の充実

障害のある方が、障害のない方と等しく、自らの意思に基づき自立した生活を営み、地域で共生していけるよう、必要なサービス提供基盤を充実するとともに、障害のある方の特性に応じた分かりやすい情報提供や、意思疎通のための手段の確保などの合理的な配慮が図られるよう努めていきます。



3 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

子ども・子育て支援法に定める「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念の下、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、成長発達に即した支援、乳幼児期から学校卒業まで一貫した切れ目のない支援を身近な場所で提供する体制の整備に努めるとともに、事業所の質の向上、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図ります。また、成人された後も必要な支援が途切れることがないように、教育機関等の関係機関と連携をとりながら子どもから大人への成長に合わせてサービスの移行が円滑に進むための継続的な支援体制を整えていきます。



3 第5期計画の進捗状況

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点の施設入所者数1,132人のうち、令和2年度末までに地域移行する目標数105人に対して、平成29年度から令和元年度末までの地域移行者数は17人（進捗率：16.2%）となっており、目標を大きく下回っています。

この間、入所施設職員を構成員とする「地域生活移行に係る懇談会」を開催し、地域生活移行の推進に取り組んでまいりましたが、施設入所者の重度化・高齢化により、なかなか地域生活への移行が進んでいない状況となっています。

○地域生活への移行状況 (単位：人)

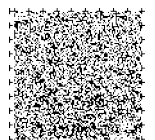
区 分	自 宅	グ ル ー プ ホ ー ム ・ ケ アホ ー ム	ふくし 福祉ホーム	アパ ー ト等	けい 計
第1期計画	28	57	33	9	127
第2期計画	13	33	12	6	64
第3期計画	8	31	2	3	44
第4期計画	4	19	0	1	24
(29年度)	(1)	(3)	(0)	(1)	(5)
第5期計画	2	8	2	0	12
(30年度)	(2)	(3)	(1)	(0)	(6)
(元年度)	(0)	(5)	(1)	(0)	(6)
合 計	55	148	49	19	271

※第5期計画は、平成30・令和元年度の実績

施設入所者の減少については、目標とする施設入所者数1,109人に対して、令和元年度末の施設入所者数は1,088人となっており、毎年、施設入所者数が微減している状況から、令和2年度末には目標は達成可能であると見込まれます。

○施設入所者数 (単位：人)

区 分	しんたい 身体 しょうがいしゃ 障害者	ちてき 知的 しょうがいしゃ 障害者	せいしん 精神 しょうがいしゃ 障害者	なんびょう 難病 かんじゃ 患者	けい 計
29年度	343	770	8	0	1,121
30年度	335	757	11	0	1,103
令和元年度	324	745	19	0	1,088



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

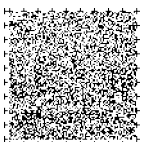
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築が第5期から新たに目標とされたことに合わせ、指標が変更となりました。

保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する目標に対して、平成30年度から名古屋市精神障害者支援地域調整会議を設置し、構築に着手しています。

また、令和2年度末の精神病床における1年以上長期入院者数を1,808人（65歳以上868人、65歳未満940人）とする目標については、平成29年6月末時点で2,552人（65歳以上1,278人、65歳未満1,274人）、令和元年6月末時点で2,429人（65歳以上1,267人、65歳未満1,162人）となっており、平成29年度の数値と目標値との差744人（65歳以上410人、65歳未満334人）に対して、16.5%（65歳以上2.7%、65歳未満33.5%）の進捗となっています。入院期間が1年を超える精神障害者に対する地域生活支援の取組は目標に向かって進み始めていますが、そのうち65歳以上の方については一層の取組が必要な状況です。

令和2年度における入院後3か月経過時点の退院率を69%以上、入院後6か月経過時点の退院率を84%以上、入院後1年経過時点の退院率を91%以上という目標に対して、平成29年度では、入院後3か月経過時点の退院率は64%、入院後6か月経過時点の退院率は84%、入院後1年経過時点の退院率は91%となっており、入院後3か月経過時点の退院率は5%不足していますが、入院後6か月経過時点と入院後1年経過時点の退院率は目標を達成しています。入院期間が3か月を超え1年に至る前の精神障害者に対する地域生活支援が順調に進捗している一方、入院期間が3か月を超えない精神障害者に対する地域生活支援が一層必要である状況です。

なお、平成18年度から令和元年度にかけて、自立支援医療（精神通院医療）受給者数が約1.9倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数が約3.1倍に伸びており、本市における精神疾患がある方は増加しています。



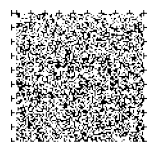
○ 協議の場の設置

かいぎ 会議	こうもく 項目	29年度	30年度	がんねんど 元年度
こうぎたい 合議体	たいしょうしゅう 対象者数	みせつち 未設置	70人	116人
	かいさいかいすう 開催回数		のべ 延154回	のべ 延230回
	さんかきかんすう 参加機関数		のべ 延708機関	のべ 延1,001機関
なごやしせいしんしょうがいしゃしえん 名古屋市精神障害者支援 ちいき 地域ブロック調整会議	かいさいかいすう 開催回数	みせつち 未設置	14回	13回
	さんかきかんすう 参加機関数		のべ 延238機関	のべ 延235機関
なごやしせいしんしょうがいしゃしえん 名古屋市精神障害者支援 ちいき 地域調整会議	かいさいかいすう 開催回数	みせつち 未設置	2回	1回
	さんかきかんすう 参加機関数		のべ 延51機関	のべ 延26機関

○ 精神病床における1年以上長期入院者数（各年度6月末時点）（単位：人）

くぶん 区分	けい 計	65歳以上	65歳未満	もくひょうち 目標値との差		
				けい 計	65歳以上	65歳未満
もくひょうち 目標値	1,808	868	940	-	-	-
29年度	2,552	1,278	1,274	744	410	334
30年度	2,375	1,207	1,168	567	339	228
がんねんど 元年度	2,429	1,267	1,162	621	399	222

※第5期計画から市内に住所を有する方の精神病床における1年以上長期入院者数が指標となり、新たに開始された統計値に拠っているため以前との比較ができなくなっています。



せいしんびょうしょう そう きたいいんりつ
○精神病 床における早期退院率 (単位：%)

くぶん 区分		にゅういんご げつけいか 入院後3か月経過 じてん たいいんりつ 時点の退院率	にゅういんご げつけいか 入院後6か月経過 じてん たいいんりつ 時点の退院率	にゅういんご けいか 入院後1年経過 じてん たいいんりつ 時点の退院率
だい きげいかく 第5期計画	ねんど *1 28年度	66.4	83.7	90.4
	ねんど *2 29年度	64.0	84.3	90.9

*1 へいせい ねん がつ せいしんびょうしょう にゅういん かた たいいんりつ ねんど かくてい ちよつきんち
平成28年3月に精神病 床に入院した方の退院率 (29年度に確定する直近値)

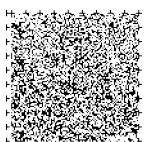
*2 へいせい ねん がつ せいしんびょうしょう にゅういん かた たいいんりつ ねんど かくてい ちよつきんち
平成29年3月に精神病 床に入院した方の退院率 (30年度に確定する直近値)

※ だい きげいかく しな い じゅうしょ ゆう かた せいしんびょうしょう そう きたいいんりつ しひょう
第5期計画から市内に住所を有する方の精神病 床における早期退院率が指標となり、新たに開始された統計値に拠っているため以前との比較ができなくなっています。

さんこう
○参考

- じりつしえん いりょう せいしんつういん いりょう じゅきゅうしや せいしんしょうがいしや ほけんふくし てちょうしょ じしやすう
・ 自立支援医療 (精神通院医療) 受給者、精神障害者保健福祉手帳所持者数
(各年度末時点)

くぶん 区分	18年度	29年度	30年度	がんねんど 元年度
じりつしえん いりょう せいしんつういん いりょう 自立支援医療 (精神通院医療) じゅきゅうしやすう じん 受給者数 (人)	21,358	36,273	38,267	41,124
せいしんしょうがいしや ほけんふくし てちょう 精神障害者保健福祉手帳 しよ じしやすう じん 所持者数 (人)	8,978	24,117	25,695	27,612



3 ち いきせいかつ し えんきよてんとう せい び 地域生活支援拠点等の整備

くに しめ ち いきせいかつ し えんきよてんとう きのう きんきゅうじ う い たいおう
国の示す地域生活支援拠点等の5つの機能のうち、「緊急時の受け入れ・対応」
およ たいけん きかい ば きょうか たん きにゅうしょ
及び「体験の機会・場」の強化のため、短期入所にグループホームを組み合わせた
ち いきせいかつ し えんきよてんじ ぎょうしょ れいわ ねん どもつ もくひょうすう しょ たい れいわ がんねん
地域生活支援拠点事業所を、令和2年度末までの目標数8か所に対し、令和元年
どもつ しょせい び
度末までに5か所整備しました。

れいわ ねん どもつ さらに 3 か所を整備予定としており、目標を達成しているところ
です。しょうがいしゅう ち いきせいかつ し えん じゅうじつ ひ つづ せい び すず ひつよう
障害者等の地域生活支援の充実のため、引き続き、整備を進める必要があります。

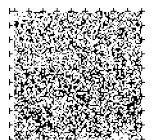
ち いきせいかつ し えんきよてんじ ぎょうしょせい び じょうきょう ○地域生活支援拠点事業所整備状況 (単位：か所)(累計)

く ぶん 区 分	へいせい ねん どもつ 平成30年度	れいわ がんねん どもつ 令和元年度	れいわ ねん どもつ 令和2年度 (予定)
ち いきせいかつ し えんきよてんじ ぎょうしょ 地域生活支援拠点事業所	2	5	8

○さんこう 参考

【国における地域生活支援拠点等の必要な機能】

- ① そうだん ② きんきゅうじ う い たいおう ③ たいけん きかい ば
④ せんもんてきじんざい かく ほ ようせい ⑤ ち いき たいせい
① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場
④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり



4 福祉施設から一般就労への移行等

令和2年度に一般企業等へ就労移行する年度目標数605人に対して、就労移行支援事業所から一般就労への移行者を中心に、平成30年度の移行者は451人、令和元年度の移行者は474人と年々増加しているものの、目標を下回っており、一層の取組が必要な状況です。

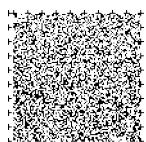
また、就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率の目標80%に対して、令和元年度の定着率は90.6%で目標を上回っており、概ね順調となっています。

○令和元年度の移行者の状況 (単位：人)

区 分	就労前の状況				計
	就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	その他	
身体障害者	17	16	1	5	39
知的障害者	77	4	3	4	88
精神障害者	255	35	13	42	345
難病患者	0	2	0	0	2
合計	349	57	17	51	474

○令和元年度の職場定着率状況

区 分	就労定着支援による 支援開始から1年後の者		職場定着率
	うち就労中の者		
身体障害者	20人	19人	95.0%
知的障害者	113人	105人	92.9%
精神障害者	218人	194人	89.0%
難病患者	1人	1人	100.0%
合計	352人	319人	90.6%



5 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては令和2年度の時点で10か所を継続して設置し、補助体制を維持していますが、2歳以上の希望するすべての子どもを受け入れることはできていないのが現状です。

保育所等訪問支援体制については、令和2年3月に策定した「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」において、地域療育センターに地域支援・調整部門を設置し、保育所、幼稚園に通いながら発達支援を受けられる体制を構築する方針を掲げ、令和2年度に1か所設置しました。

重症心身障害児支援体制の構築については、令和元年度では主に重症心身障害児を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が27か所設置されています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については医療・保健関係者、障害福祉関係者、児童福祉関係者、教育関係者からなる名古屋市医療的ケア児支援ネットワーク会議を令和元年度に設置しました。

6 地域生活支援の充実

居宅介護等の訪問系サービスについては、令和元年度の見込量373,000時間に対して、実績は360,353時間となっており、見込量を下回っています。

日中活動系サービスのうち、生活介護の延利用人員日、利用者数、市内事業者数いずれも見込量に対して、実績が上回っています。

居住系サービスのうち、グループホームの利用者は、令和元年度の見込量2,010人に対して、実績は2,273人、市内住居数は、令和元年度の見込量430か所に対して、実績は514か所となっており、いずれも見込量を大幅に上回っています。

相談支援サービスのうち、計画相談支援の実績は見込量を上回っており、障害福祉サービス等支給決定者のほぼ全員に対して計画作成ができる状況となっています。また、地域相談支援の実績は見込量を大幅に下回っており、地域移行に向けて一層の取り組みが必要状況です。

障害児の居場所づくり事業の一つである「いこいの家事業」については、市内にバランス良く配置することを目指し、令和元年度において市内14か所に配置しています。

